

1 歩道

基本的な考え方

歩道は、高齢者や障がい者等すべての人にとって安全かつ快適に利用できるように、必要な幅員の確保や段差をなくすなどの配慮をする。

1 歩道	整備基準	整備基準の解説
	歩道は、次に定める構造とすること。 1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上、その他の道路にあっては200センチメートル以上とすること。 3 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。 4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。 5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する部分は、次に定める構造とすること。 - ア 勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 - イ 横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。ただし、当該縁端のうち、視覚障害者誘導用ブロックの敷設その他の必要な措置をし、視覚障害者の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる部分については、この限りでない。 6 鉄道等の交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設に至る歩道及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 7 視覚障害者誘導用ブロックは、次に定める構造とすること。 - ア 材料は、歩行性及び耐久性に優れたものを用いること。 - イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比や明度差が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できるものとする。	・ 雨に濡れた場合を考慮して滑りにくい材料で仕上げる。 ・ 有効幅員350センチメートルは、車椅子同士がすれ違うことができ、かつ人が並行して歩くことができる寸法である。有効幅員200センチメートルは、車椅子使用者同士がすれ違いやすい寸法である。 ・ 車椅子のキャスターやつえ等が落ち込まない構造とする。 ・ 段差の2センチメートルは、視覚障がい者が歩道と車道の境界を認識でき、かつ車椅子使用者が通過できる高さである。

□設計上の配慮事項

【路面】

- 路面は水たまりができないよう十分配慮するとともに障がい者や高齢者はわずかな凹凸や段差につまずきやすいので、歩道の平坦性に十分配慮する。
- マンホールの蓋、排水溝、平板等の舗装材は、凹凸が生じないように設置する。

【幅員】

- 電柱、信号柱等の設置及び植樹帯などは、有効幅員を狭めないよう配慮する。

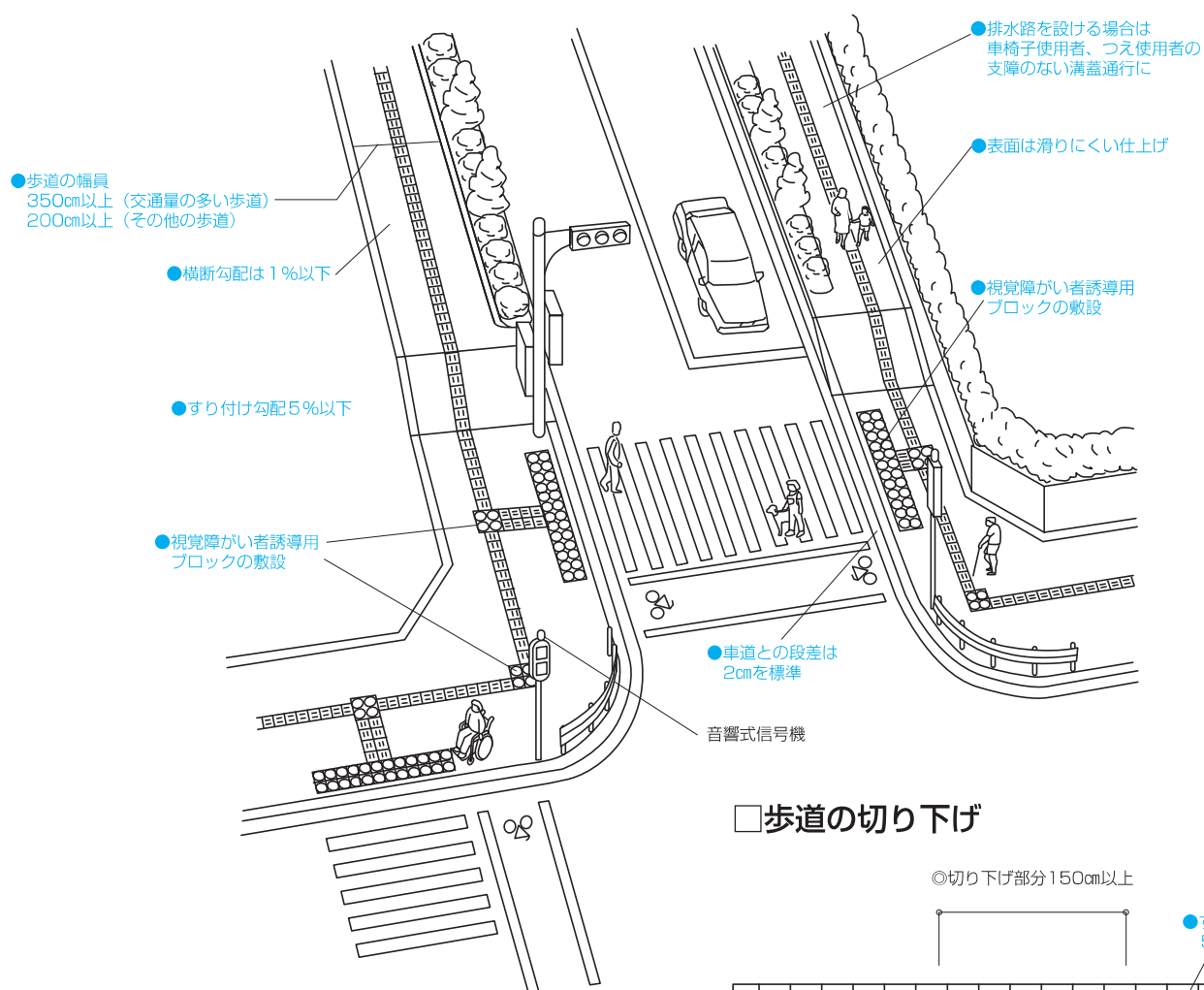
【切り下げ部分】

- 切り下げた部分には、車椅子が止まれるように150センチメートル以上の水平部分を設ける。
- マウンドアップ型の歩道については、段差の切り下げが連続して通行の支障とならないように注意すること。

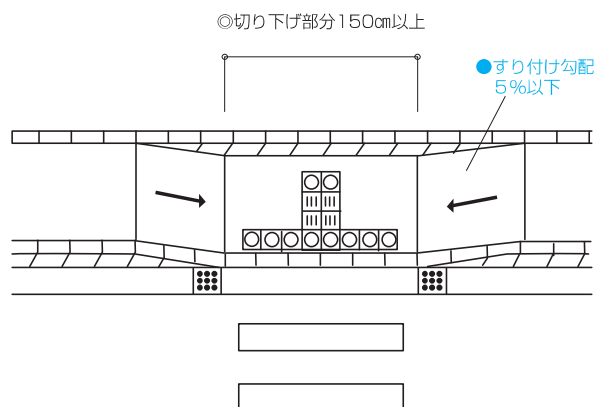
【視覚障がい者誘導用ブロック】

- 視覚障がい者誘導用ブロックの詳しい設置については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針同解説」を参照する。
- 横断歩道には、斜め横断を防止するため、点字道路鋲を敷設すること。

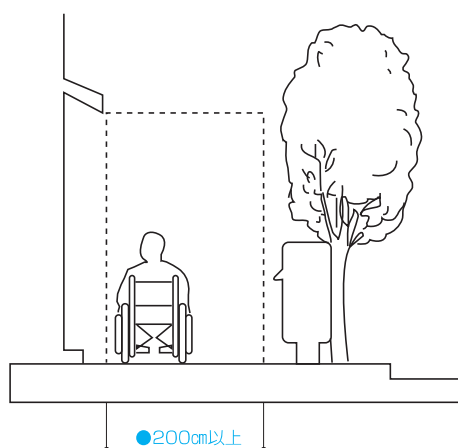
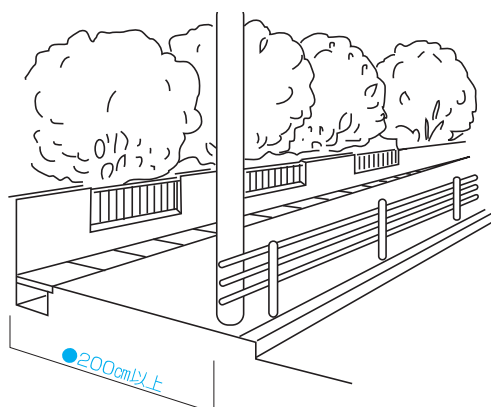
歩道の整備例



歩道の切り下げ



歩道の有効幅員



2 横断歩道橋

基本的な考え方

横断歩道橋は、高齢者や障がい者等すべての人が利用しやすく、かつ、安全で負担の少ないよう十分に配慮する必要がある。

2 横断歩道橋	整備基準	整備基準の解説
	横断歩道橋を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 4 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 5 床面において20ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。	・ 水に濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 ・ 路面の幅が、段の左右で異なる回り段は、歩行者のつまずきの原因となりやすいので設けない。

3 地下横断歩道

基本的な考え方

地下横断歩道は、高齢者や障がい者等すべての人が利用しやすく、かつ、安全で負担の少ないよう十分に配慮する必要がある。

3 地下横断歩道	整備基準	整備基準の解説
	地下横断歩道を設ける場合には、次に定める構造とすること。 1 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 2 階段、踊場及び傾斜路には、二段式の手すりを両側に設けること。 3 階段又は傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、地下横断歩道及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。 4 出入口（入口から出口が見通せないものに限る。）の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。 5 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。	・ 水に濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

□設計上の配慮事項

○設置については、「立体横断施設技術基準・同解説」を参照すること。

【階段】

○路面の色をけあげの色と明度差の大きいものとする等により、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。

【手すり】

○手すりの始点（終点）や屈曲部には、始点（終点）及び現在位置を知らせるために点字表示を設置する。

○階段の幅員が3m以上ある場合は、中間にも手すりを設けることが望ましい。

【視覚障がい者誘導用ブロック】

○視覚障がい者誘導用ブロックの設置については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針同解説」を参照する。

□横断歩道橋の整備例

